

京都府警察国民保護計画の策定について（通達）

〔最終改正 令和5.9.1 例規規制第23号〕
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

武力攻撃事態若しくは武力攻撃予測事態又は緊急対処事態において、被災者の救助、避難住民の誘導、生活関連等施設の安全確保、交通規制等国民を保護するための警察措置を講じるため、みだしの計画を下記のように定め、平成25年10月8日から実施することとしたから運用上誤りがないようにされたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

- 1 京都府警察国民保護計画の運用について（平成23. 3. 17：一般備一・公安・総・務・生企・地域・刑企・交企第46号）の一般通達
- 2 京都府警察特殊標章等の交付等に関する要綱について（平成23. 3. 17：一般備一第47号）の一般通達

記

京都府警察国民保護計画

第1 総則

1 目的

この計画は、京都府警察が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

この計画における用語の意義は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）において使用する用語の例によるものとする。

第2 体制の確立

1 京都府警察緊急事態対策本部の設置

警察本部長（以下「本部長」という。）は、武力攻撃事態等に至り、内閣総理大臣から京都府知事（以下「府知事」という。）に対し、京都府国民保護対策本部（以下「府対策本部」という。）を設置すべき旨の指定の通知があったとき等は、直ちに、緊急事態対処要綱の制定について（平成28. 12. 27：例規備一・総・務・生企・地域・刑企・交企・市企第60号）の例規通達（以下「緊急事態例規」という。）に基づく京都府警察緊急事態対策本部（以下「府警対策本部」という。）を設置し、その旨を警察庁に報告するとともに、府知事に連絡するものとする。

2 京都府警察緊急事態対策室の設置

警備部長は、国内において武力攻撃事態等に至る可能性のある事案が発生したことを把握したときは、必要に応じて、緊急事態例規に基づく京都府警察緊急事態対策室（以下「府警対策室」という。）を設置し、その旨を警察庁に報告するとともに、府知事に連絡するものとする。

3 警察署緊急事態対策本部及び警察署緊急事態対策室の設置

警察署長は、府警対策本部が設置されたときは緊急事態例規に基づく警察署緊急事態対策本部（以下「署対策本部」という。）を、府警対策室が設置されたときは緊急事態例規に基づく警察署緊急事態対策室を設置するものとする。

第3 武力攻撃事態等における国民保護措置等

1 武力攻撃災害の兆候の報告等

職員は、自ら武力攻撃災害の兆候を発見し、又は武力攻撃災害の兆候を発見した者からの通報を受けたときは、直ちに、その内容を110番を経由するなどして、府警対策本部又は府警対策室（府警対策本部又は府警対策室が設置されていないときは、警備第一課。以下同じ。）に報告しなければならない。この場合において、報告を受けた府警対策本部又は府警対策室は、直ちに、その内容を警察庁に報告するとともに、府知事、関係市町村長その他の関係機関に通知するものとする。

2 事前措置

警察署長は、国民保護法第111条第3項の規定により、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者等に対し、当該設備又は物件の除去又は保安その他必要な措置を講じるべきことを指示をした場合は、直ちに同項の要請をした市町村長にその旨を通知するものとする。

3 警報及び緊急通報に係る措置

(1) 警報等の通知及び住民への伝達

ア 警報等の通知

府警対策本部又は府警対策室は、警察庁又は府知事から警報（国民保護法第44条第1項の警報をいう。以下同じ。）の内容について通知を受けたとき、又は警報の解除の通知を受けたときは、直ちに、その内容を各所属に通知するものとする。

イ 警報等の住民への伝達

府警対策本部及び署対策本部（以下「府警対策本部等」という。）は、前記第3の3の(1)のアの警報の内容の通知又は警報の解除の通知を受けたときは、関係市町村と協力し、既存の広報媒体、交番、駐在所、警ら用無線自動車等の勤務員による拡声機の使用及び警報に関する標示を最大限に活用するなどして、住民に対して警報の内容又は警報が解除された旨の伝達を的確かつ迅速に行うよう努めるものとする。

(2) 緊急通報の通知及び住民への伝達

ア 緊急通報の通知等

府警対策本部又は府警対策室は、府知事から緊急通報（国民保護法第99条第1項の武力攻撃災害緊急通報をいう。以下同じ。）の内容について通知を受けたときは、直ちに、その内容を各所属に通知するとともに、警察庁に報告するものとする。

イ 緊急通報の住民への伝達

府警対策本部等は、前記第3の3の(2)のアの緊急通報の内容の通知を受けたときは、関係市町村と協力し、警報の場合に準じた措置を講じるものとする。

(3) 非常通信設備の整備及び点検

総務部会計課長、装備課長、警備第一課長及び警察署長は、武力攻撃災害発生時においても通信が途絶することがないように、平素から非常用電源の確保に努めるとともに、警報等及び緊急通報の内容を迅速かつ確実に伝達できるよう、近畿管区警察局京都府情報通信

部と連携の上、各種通信設備の整備及び点検に努めるものとする。

4 住民等の避難に関する措置

(1) 避難措置の指示等の通知

府警対策本部又は府警対策室は、警察庁又は府知事から避難措置の指示の内容について通知を受けたとき、又は避難措置の指示の解除の通知を受けたときは、直ちに、その内容を各所属に通知するものとする。

(2) 避難の指示等の通知及び住民への伝達

ア 避難の指示等の通知等

府警対策本部又は府警対策室は、府知事から避難の指示の内容について通知を受けたとき、又は避難の指示の解除の通知を受けたときは、直ちに、その内容を各所属に通知するとともに、警察庁に報告するものとする。

イ 避難の指示等の住民への伝達

府警対策本部等は、前記第3の4の(2)のアの避難の指示の内容の通知又は避難の指示の解除の通知を受けたときは、関係市町村と協力し、警報等の場合に準じた措置を講じるものとする。

(3) 避難実施要領についての意見申述

府警対策本部等は、市町村長が避難実施要領（国民保護法第61条第1項の避難実施要領をいう。以下同じ。）を定めるに当たり、必要な意見を述べるものとする。

(4) 避難住民の誘導

ア 円滑な誘導のために必要な措置の実施

府警対策本部等は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、秩序の維持、交通監視カメラ及びヘリコプター・テレビシステムによる情報収集等の必要な措置を講じるものとする。

イ 関係機関との役割分担

府警対策本部等は、警察官による避難住民の誘導を行う場合には、京都府、市町村、消防機関、自衛隊等の関係機関との間で適切な役割分担を行うとともに、交通規制等により避難経路の確保と秩序立った避難の実施を図るものとする。

なお、避難の実施に当たっては、できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うよう努めるものとする。

ウ 誘導時における危険の未然防止等

避難住民を誘導する警察官は、避難に伴う混雑等から生じる危険を未然に防止するため、国民保護法第66条第1項の規定による警告又は指示その他の権限を適切に行使するものとする。

なお、同法第70条第1項の規定により、避難住民その他の者に対し避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請する場合は、同条第2項の規定により、当該要請を受けて協力をする者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

エ 自力避難困難者の輸送支援

府警対策本部等は、病院、障害者福祉施設等、自ら避難することが困難な者が滞在している施設において、当該施設の管理者及び関係市町村だけでは十分な輸送手段を確保することができない場合は、警察用航空機、警察車両等による輸送支援を行うものとする。

る。

(5) 避難の際の交通手段についての意見申述

府警対策本部又は府警対策室は、府知事が避難の指示を行うに当たり、地理的条件、地域の交通事情等を勘案し自家用車等を交通手段として示す場合において、必要な意見を述べるものとする。

(6) 積雪の多い地域における配慮

府警対策本部等は、積雪の多い地域における積雪時の住民の避難については、その経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことに十分に配慮するものとする。

(7) 被留置者の避難措置

府警対策本部等は、武力攻撃事態等において留置施設内で避難の方法がないと認めるときは、移送先の調整を行うとともに、護送体制を確立した上で、被留置者を適切に誘導し、避難させることとする。この場合において、被留置者を護送することができないときは、被留置者の留置に関する訓令（平成19年京都府警察本部訓令第25号）第102条の規定による解放の措置を執るものとする。

(8) 要避難地域等における安全の確保

ア 自主防犯組織等との連携

府警対策本部等は、管轄区域内の要避難地域及び避難先地域において、自主防犯組織等と連携し、パトロール、生活の安全に関する情報の提供等を行うものとする。

イ 避難所等の巡回等

府警対策本部等は、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努めるほか、多数の者が利用する施設の管理者に対し自主警備の強化を要請するなど、当該施設の安全の確保に努めるものとする。

(9) 府県境を越える避難に関する協議への参加

府警対策本部は、都道府県の区域を越えて住民に避難をさせる必要がある場合において、関係都道府県知事の間で行われる避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議に、必要に応じて参加するものとする。

(10) 特定公共施設の利用指針についての意見申述

府警対策本部は、武力攻撃事態等対策本部長が武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）第6条等の規定により、京都府内の港湾施設、飛行場施設、道路等の利用に関する指針を定める場合は、必要な意見を述べるものとする。

(11) 避難実施要領に関する意見交換

警備第一課長及び警察署長は、市町村が避難実施要領の基礎となるパターンを作成するに当たり、平素から緊密な意見交換を行うものとする。

(12) 自衛隊等との連携

警備第一課長並びに自衛隊及び米軍施設（以下「自衛隊等」という。）を管轄する警察署長は、自衛隊等の周辺地域における住民の避難については、自衛隊等の車両等の移動のための経路を確保する必要があることに配慮し、平素から自衛隊等と密接な連携を図るものとする。

5 被災者の捜索、救出等に関する措置

(1) 被災情報の収集並びに被災者の捜索及び救出

府警対策本部等は、武力攻撃事態に至ったときは、早期に、交番、駐在所、警ら用無線自動車等の勤務員に被災情報の収集に当たらせるとともに、京都府、関係市町村、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携して、被災者の捜索及び救出に当たるものとする。この場合において、被災者の救助等に当たる警察官は、国民保護法第 115条第 1 項の規定により、住民に対し必要な援助について協力を要請するときは、同条第 2 項の規定により、当該住民の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(2) 被害状況に応じた体制の確立

府警対策本部は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させるとともに、被害が甚大な場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣要請を行うものとする。

(3) 救護班の緊急輸送等への協力

府警対策本部等は、医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送又は傷病者の搬送について協力を求められた場合は、警ら用無線自動車等による先導、緊急通行車両確認標章の交付等について、特段の配慮を行うものとする。

(4) 死者の身元確認、遺体の引渡し等

府警対策本部等は、京都府、関係市町村、医療機関等の関係機関と協力し、死者の身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。この場合において、府警対策本部等は、死者の身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等を行った場合には、府対策本部に通知するものとする。

6 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の管理者等への安全確保の配慮

府警対策本部は、警察庁が生活関連等施設の管理者に対し、国民保護法第 102条第 2 項の規定により当該生活関連等施設の安全確保のため、必要な措置を講じるよう要請を行う場合には、警察庁及び署対策本部と連携して、当該管理者にその管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該管理者及び当該施設に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(2) 生活関連等施設の管理者等への支援

府警対策本部等は、国民保護法第 102条第 4 項の規定により、生活関連等施設の管理者等からその管理に係る生活関連等施設の安全確保のために必要な支援を求められた場合は、指導、助言、警察官の派遣等の必要な支援を行うよう努めるほか、必要に応じ、生活関連等施設の管理者等と連携し、所要の支援を行うものとする。

(3) 立入制限区域における措置

警察官は、国民保護法第 102条第 5 項の規定により立入制限区域が指定された場合、ロープや標示の設置等により、立入制限区域、立入りを制限する期間等を明らかにするよう努めるものとする。

(4) 京都府警察が管理する生活関連等施設の安全確保

府警対策本部等は、武力攻撃事態等においては、速やかに、その管理に係る生活関連等

施設について、警備の強化その他の当該生活関連等施設の安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

(5) 危険物質等の管理者等への安全確保の配慮

府警対策本部は、警察庁が、国民保護法第 103条第 2 項の規定により、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める場合においては、警察庁及び署対策本部と連携して、危険物質等の管理者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(6) 生活関連等施設の安全対策

警備第一課長及び警察署長は、平素から管轄区域内に所在する生活関連等施設の名称及び所在地等について把握するとともに、当該生活関連等施設の管理者、京都府及び市町村に対し、生活関連等施設の特性に応じた警備の強化等、安全確保上留意すべき点について指導及び助言を行うものとする。

7 応急公用負担等

警察官は、関係市町村長若しくは府知事が国民保護法第 113条第 1 項から第 3 項までの規定により行う他人の土地、建物その他の工作物の一時使用若しくは土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用等の措置を待ついとまがないと認めるとき、又は関係市町村長若しくは府知事から要請があったときは当該措置を講じるものとする。この場合においては、緊急の必要があり、やむを得ないときにのみ当該措置を講じることに留意するものとする。

8 N B C 攻撃等による災害への対処

(1) 汚染物件の廃棄、汚染建物の封鎖等の措置の実施

府警対策本部等は、N B C 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）等による災害に際し、国民保護法第 107条第 3 項の規定により、府知事から汚染の拡大を防止するための措置に関する要請があったときは、必要に応じ、同法第 108条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による汚染された物件の廃棄、汚染された建物の封鎖等の措置を講じるものとする。この場合において、同項第 1 号から第 4 号までに規定する措置を講じるときは当該物件等の占有者、管理者等に対し、当該措置について通知（差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、当該措置の占有者、管理者等に通知）するものとし、同項第 5 号及び第 6 号に規定する措置を講じるときは適当な場所に、当該措置に関する事項を掲示する（差し迫った必要があるときは、現場で指示を行う）ものとする。

なお、府警対策本部等は、汚染拡大防止措置を講じるため必要があると認めるときは、同法第 109条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により、警察官に、他人の土地、建物その他工作物等に立ち入らせることができるものとする。

(2) 職員の安全確保及び迅速な初動措置の実施

府警対策本部等は、N B C 攻撃等による汚染が生じた場合は、防護服の着用、ワクチンの接種、被ばく線量の管理等職員の安全を確保するための措置を講じた上で、迅速に汚染範囲の調査及び特定、住民の避難誘導、被災者の救助等の活動を行うものとする。この場合において、化学物質による汚染であるときは、除染活動に努めるものとする。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、N B C 攻撃等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において

、市町村長又は府知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、国民保護法第 112条第 7 項の規定により、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をするものとする。この場合において、退避の指示をした警察官は、直ちに、その旨を所属を通じて、府警対策本部等に報告し、当該報告を受けた府警対策本部等は関係市町村長及び府対策本部に通知するものとする。

(4) 警察官による警戒区域の設定等の措置の実施

警察官は、NBC 攻撃等による災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、市町村長又は府知事による国民保護法第 114条第 1 項の規定による警戒区域の設定等の措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、同条第 3 項の規定により、当該措置を講じるものとする。この場合において、当該措置を講じた警察官は、直ちに、その旨を所属を通じて、府警対策本部等に報告し、当該報告を受けた府警対策本部等は関係市町村長及び府対策本部に通知するものとする。

9 被災情報等に関する措置

(1) 被災情報の収集

府警対策本部等は、武力攻撃事態等において、交番、駐在所、警ら用無線自動車等の勤務員のほか、ヘリコプター・テレビシステム等の情報収集手段を有効に活用し、被災情報の収集を行うものとする。

(2) 被災情報の報告等

府警対策本部は、収集した被災情報を警察庁に報告するとともに、府対策本部に連絡するものとする。

(3) 正確かつ積極的な広報

府警対策本部等は、被災情報、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報に関する訓令（平成17年京都府警察本部訓令第18号）の規定に基づき、正確かつ積極的な広報に努めるものとする。

(4) 安否情報の収集への協力

府警対策本部等は、武力攻撃事態等において、保有する安否情報を速やかに府知事及び関係市町村長に提供するなど、府知事及び関係市町村長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。この場合において、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の住所地が判明しているときは、併せて関係都道府県知事及び関係市町村長に対しても、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

10 情報通信に関する措置

(1) 情報通信の確保

府警対策本部等は、武力攻撃災害が発生した場合は、情報通信を確保するため、警察通信施設の被災状況を速やかに把握し、被災があるときは、修理又は代替措置により速やかに機能の回復を図るものとする。

(2) 情報管理機能の強化

情報管理課長は、武力攻撃災害発生により情報管理機能に支障を来した場合においてもこれを速やかに回復させるため、平素からシステム構成の二重化、重要データのバックアップの実施に努めるものとする。

11 道路交通の管理

(1) 交通規制の実施

府警対策本部等は、武力攻撃事態等において、避難住民及び緊急物資の運送の経路を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、京都府内へ流入する車両を抑制する必要があるときは、周辺の府県警察の協力を得て、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行うものとする。

なお、特定公共施設利用法の規定に基づき京都府内の道路の利用に関する指針が定められた場合の交通規制は、当該指針を踏まえ、適切に行うものとする。

(2) 交通状況等の把握

府警対策本部等は、武力攻撃事態等において、現場臨場した警察官及び関係機関からの情報並びに交通監視カメラ、車両感知器、ヘリコプター・テレビシステム等の活用により、通行可能な道路その他の交通状況を迅速に把握するものとする。

(3) 住民への周知

府警対策本部等は、武力攻撃事態等において、交通規制を行ったときは、道路管理者と協力し、直ちに、住民に周知させるものとする。

(4) 避難住民等の運送に必要な措置の実施

府警対策本部等は、武力攻撃事態等において避難住民及び緊急物資の運送のために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による先導を行うとともに、必要に応じ、一般車両の運転者等に対し、所要の措置を執るよう命じるものとする。

(5) 広域的な交通管理のための体制の整備等

交通規制課長は、平素から武力攻撃事態等における広域的な交通管理のための体制を整備するとともに、車両の運転者に対し、武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合における義務等について周知させるものとする。

(6) 交通情報提供に向けた道路管理者との連携

交通規制課長は、武力攻撃事態等において交通規制状況等の情報を道路利用者に対し適切に提供できるよう、平素から道路管理者との連携に努めるものとする。

(7) 避難等のために確保すべき道路の把握等

交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長は、平素から武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送のために緊急交通路として指定すべき道路の選定及び見直しに努めるものとする。この場合において、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議の上、避難住民及び緊急物資の代替輸送手段の確保に努めるものとする。

(8) 緊急通行車両の確認等の手続の整備

交通規制課長は、平素から武力攻撃事態等において交通規制等が実施された場合における緊急通行車両の確認等の手続要領の整備を図るものとする。

12 施設等の復旧

府警対策本部等は、武力攻撃災害発生後できる限り速やかに京都府警察が管理する施設及び設備の点検を実施し、これらの被災状況等を把握するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活の安全確保を最優先とした応急の復旧を行うものとする。

第4 配慮すべき事項

1 基本的人権の尊重

職員は、国民保護措置の実施に当たっては基本的人権を尊重するものとし、国民の自由と

権利に制限を加えるに当たっては当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行わなければならない。

2 国民の権利利益の迅速な救済

(1) 体制の確保

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう必要な体制の確保に努めるものとする。

(2) 文書の取扱

国民保護措置に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続に関連する文書については、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合にはその保存期間を延長するなど、当該文書を適切に保存するものとし、武力攻撃災害による当該文書の逸失を防ぐため、安全な場所に確実に保管するなど、その保存には特段の配慮を払うものとする。

3 府民に対する情報提供

府警対策本部等は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、被災情報等について、府民に対し、正確な情報を適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

4 府民等の協力の確保

(1) 府民に対する啓発及び協力の確保

警備第一課長及び警察署長は、国民保護措置の重要性について、府民に対する啓発に努めるとともに、国民保護措置についての訓練を行う場合は、当該訓練への参加を要請するなど、府民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

(2) ボランティア団体との連携等

警備第一課長及び関係所属長は、ボランティア団体との連携を図るとともに、武力攻撃事態等においては、適切な情報提供に努めるものとする。

5 高齢者、障害者等への配慮

府警対策本部等は、警報等及び緊急通報の情報伝達、避難誘導、救援（国民保護法第75条第1項の救援をいう。）等において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護に留意するものとする。

6 安全の確保

府警対策本部等は、国民保護措置の実施に当たって、その内容に応じ、安全の確保に配慮するものとする。

第5 特殊標章等の交付等

本部長は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に従事する職員及び協力をする者等に対し、国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付するものとし、特殊標章等の交付等の基準、手続等については、次のとおりとする。

1 交付

(1) 本部長は、武力攻撃事態等において、次に掲げる者に対し、その者の申請により特殊標章等を交付するものとする。

ア 京都府警察の職員で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 本部長は、前記第5の1の(1)の申請があった場合には、申請に虚偽があると認められるときを除き、当該申請に係る特殊標章等を交付するものとする。

(3) 前記第5の1の(1)の申請は、別記様式第1の申請書を本部長に提出して行うものとする。

2 様式等

(1) 特殊標章の種類は、腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章、自動二輪車章、航空機章及び船舶章とし、その色、材質及び制式は、別図のとおりとする。

(2) 身分証明書の様式は、別記様式第2のとおりとする。

3 有効期間

身分証明書の有効期間は、交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若しくは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力の内容その他の事情を勘案して本部長が定めるものとする。

4 書換え

(1) 本部長は、身分証明書の交付を受けた者が当該身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を本部長に申し出させ、その書換えを受けさせるものとする。

(2) 前記第5の4の(1)の申請は、別記様式第3の申請書を本部長に提出して行うものとする。

5 再交付

(1) 本部長は、特殊標章等の交付を受けた者から、特殊標章等が著しくき損し、又は汚損した旨の申出があった場合には、特殊標章等を再交付することができる。この場合において、本部長は、き損又は破損した特殊標章等を返納させるものとする。

(2) 本部長は、特殊標章等の交付を受けた者から、紛失、盗難又は滅失により特殊標章等を失った旨の申出があった場合には、特殊標章等の再交付を受けさせるものとする。

(3) 前記第5の5の(2)の申請は、別記様式第3の申請書を本部長に提出して行うものとする。

6 返納

(1) 本部長は、特殊標章等の交付を受けた者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく特殊標章等を返納させるものとする。

ア 対処基本方針が廃止されたとき。

イ 身分証明書の有効期間が満了したとき。

ウ 前記第5の1の(1)のアからウまでに掲げる者のいずれにも該当しなくなったとき。

(2) 本部長は、前記第5の5の(2)の規定により特殊標章等の再交付を受けた者が失った特殊標章等を発見したときは、遅滞なく当該発見した特殊標章等を返納させるものとする。

7 台帳

本部長は、別記様式第4の台帳に特殊標章等を交付した者に関する事項を記載し、これを整理保管するものとする。

8 使用等

(1) 武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合には、特殊標章等の交付を受けた者に、特殊

標章等を使用させるものとする。この場合において、当該特殊標章が腕章であるときは上衣の左腕に装着し、当該特殊標章が帽章又はヘルメット章であるときは帽子又はヘルメットの右側面につけ、当該特殊標章が場所章であるときは見えやすい場所に表示し、当該特殊標章が自動車章又は自動二輪車章であるときは自動車の上面及び両側面に貼り付け、当該特殊標章が航空機章であるときは航空機の両側面に貼り付け、当該特殊標章が船舶章であるときは船舶の見えやすい場所に表示させるものとする。

(2) 前記第5の8の(1)の場合においては、身分証明書を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

9 禁止事項

(1) 武力攻撃事態等における国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は当該国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合を除き、特殊標章等の交付を受けた者に特殊標章等を使用させてはならない。

(2) 特殊標章等を他人へ譲り渡し、又は貸与させてはならない。

10 貸与

(1) 本部長は、国民保護措置についての訓練が行われる場合において、必要があると認めるときは、当該訓練に参加する者に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与するものとする。この場合においては、前記第5の5の(1)、(2)及び6の(2)の規定を準用する。

(2) 本部長は、特殊標章の貸与を受けた者については武力攻撃事態等であると誤認させるような方法で、当該特殊標章を使用させてはならない。

11 専決

(1) 警察署長は、前記第5の1、4、5、6、7及び10に規定する本部長の事務のうち、所属の職員で国民保護措置に係る職務を行うものに対する特殊標章等の交付及び貸与に関する事務について、専決することができる。

(2) 警備第一課長は、前記第5の1、4、5、6、7及び10に規定する本部長の事務のうち、前記第5の11の(1)の規定により警察署長に委任される事務以外の事務について、専決することができる。

第6 緊急対処保護措置に関する事項

1 武力攻撃事態等における国民保護措置の準用

前記第2から第4までの規定は、緊急対処事態における緊急対処保護措置について準用する。

2 緊急対処保護措置実施上の留意事項

緊急対処事態を終結させるためにその推移に応じて実施する、攻撃の予防、鎮圧その他の措置については、警察が第一義的責任を有していることに留意するものとする。

特殊標章等に係る交付申請書

京都府警察本部長 殿

年 月 日

申請者氏名



国民保護法第 158条第 2 項の特殊標章及び身分証明書の交付を下記のとおり申請します。

氏名(ローマ字)				写 真
※所属・官職				
住 所				
連 絡 先				
生 年 月 日				
身 長	cm	眼 の 色		
頭 髪 の 色		血 液 型	(R h 因子)	
身分証明書の有無	有 ・ 無 (証明書番号:)	その他の特徴 又は情報		
資 格	1 京都府警察の職員で国民保護措置に係る職務を行う者 <input type="checkbox"/>			
	2 京都府警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 <input type="checkbox"/>			
	3 京都府警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <input type="checkbox"/>			
申請者が行う国民保護法第158条第2項の職務、業務又は協力の内容				
特殊標章の種類	数	必 要 な 理 由		
腕 章				
帽 章				
ヘルメット章				
場 所 章				
自 動 車 章				
自動二輪車章				
航 空 機 章				
船 舶 章				

----- (この線から下には記載しないこと。) -----



交付権者使用欄

証明書番号		有効期間の満了日	
交付年月日		返 納 日	

- 備考
- 1 申請者氏名については、申請者本人が自ら署名すること。
 - 2 写真は、6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのものとする。
 - 3 ※印の欄には、京都府警察の職員のみ記載すること。
 - 4 身分証明書の有無の欄には、京都府警察本部長から身分証明書の交付を受けている場合には「有」を、受けていない場合には「無」を、それぞれ○で囲むこと。
なお、身分証明書の交付を受けている場合には、その証明書番号を記載すること。
 - 5 軽量の個人用の武器を携帯する場合には、その他の特徴又は情報の欄にその旨記載すること。
 - 6 資格の欄には、該当する個所の□に✓を付けること。
 - 7 場所章の数の欄には、標章を表示する場所の数を記載すること。
 - 8 自動車章、自動二輪車章及び航空機章の数の欄には、標章を貼り付ける自動車、自動二輪車及び航空機の台数を記載すること。

様式第 2

(表)

	<p>京都府警察本部長 Chief of Kyoto Prefectural Police Headquarters</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
<p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>交付年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: center;">交付権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>		

(裏)

身長/Height _____ cm	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印章/Stamp</p>	<p>所持者の署名/Signature of holder</p>	

- 備考
- 1 透明な合成樹脂で被覆すること。
 - 2 記入事項は、日本語及び英語で記載すること。
 - 3 年月日は、西暦で記載すること。
 - 4 血液型は、A B O式及びR h式の血液型を記載すること。
 - 5 軽量の個人用の武器を携行する場合には、その他の特徴又は情報の欄にその旨記載すること。
 - 6 写真は、6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのものとする。
 - 7 印章欄には、交付権者の印章を押すこと。
 - 8 身分証明書の大さは、日本産業規格A列7番とすること。

様式第3

特殊標章等に係る記載事項変更・再交付申請書

年 月 日

京都府警察本部長 殿

申請者氏名



国民保護法第158条第2項の特殊標章及び身分証明書の記載事項変更・再交付を下記のとおり申請します。

申請する種類	<input type="checkbox"/> 特殊標章 <input type="checkbox"/> 身分証明書	交付されている 身分証明書番号	第 号	申請理由	
--------	---	--------------------	-----	------	--

氏名(ローマ字)				写 真
※所属・官職				
住 所				
連 絡 先				
生 年 月 日				
身 長	cm	眼 の 色		
頭 髪 の 色		血 液 型	(R h 因 子)	
身分証明書の 有無	有 ・ 無 (証明書番号:)	その他の特徴 又は情報		
資 格	1 京都府警察の職員で国民保護措置に係る職務を行う者 <input type="checkbox"/> 2 京都府警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 <input type="checkbox"/> 3 京都府警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <input type="checkbox"/>			
申請者が行う国民保護法第158条第2項の職務、業務又は協力の内容				
特殊標章の種類	数	必 要 な 理 由		
腕 章				
帽 章				
ヘルメット章				
場 所 章				
自 動 車 章				
自動二輪車章				
航 空 機 章				
船 舶 章				

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

交付権者使用欄

証明書番号		有効期間の満了日	
交付年月日		返 納 日	

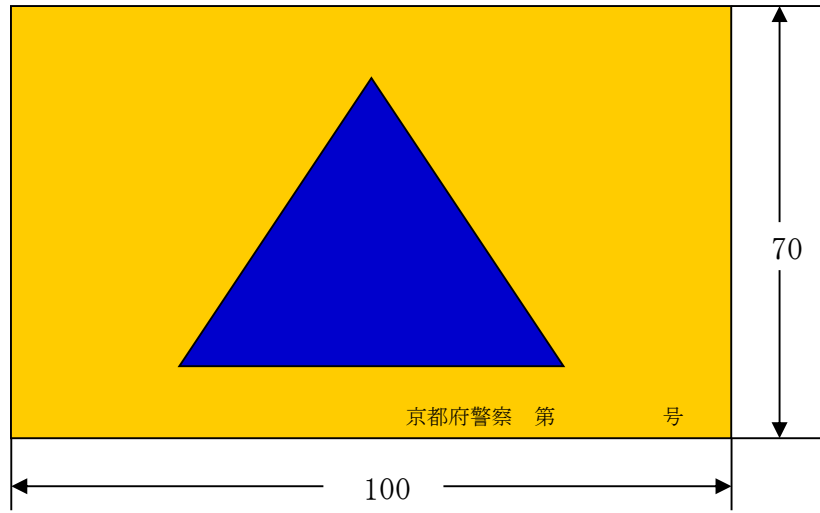
- 備考
- 記載事項変更・再交付の別により不要な文字は二重線で消し、押印すること(記載事項変更の場合、変更事項は朱書すること。)
 - 申請者氏名については、申請者本人が自ら署名すること。
 - 写真は、6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのものとする。
 - ※印の欄には、京都府警察の職員のみ記載すること。
 - 身分証明書の有無の欄には、京都府警察本部長から身分証明書の交付を受けている場合には「有」を、受けていない場合には「無」を、それぞれ○で囲むこと。
なお、身分証明書の交付を受けている場合には、その証明書番号を記載すること。
 - 軽量の個人用の武器を携行する場合には、その他の特徴又は情報の欄にその旨記載すること。
 - 資格の欄には、該当する個所の口に✓を付けること。
 - 場所章の数の欄には、標章を表示する場所の数を記載すること。
 - 自動車章、自動二輪車章及び航空機章の数の欄には、標章を貼り付ける自動車、自動二輪車及び航空機の台数を記載すること。

様式第4

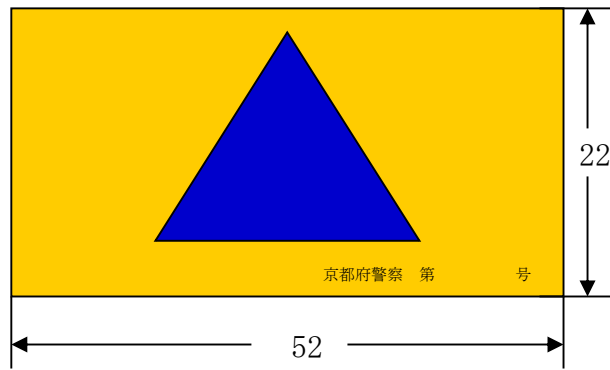
特殊標章等を交付した者に関する台帳														
証明書 番号	氏 名 (漢字・ローマ字)	住所・連絡先	生年月日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴 又は情報	資 格	特殊標章の種類 及び登録番号	交付 年月日	有効期間 の満了日	返納日	備 考

備考 1 年月日欄は、西暦で記載すること。
 2 身長欄は、センチメートルで記載すること。
 3 京都府警察の職員の場合は、資格の欄に所属及び官職を併せて記載すること。

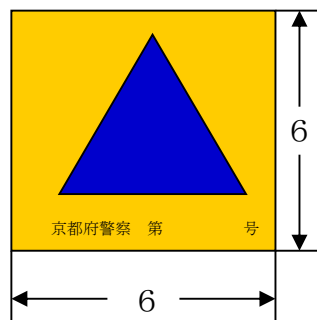
場所章



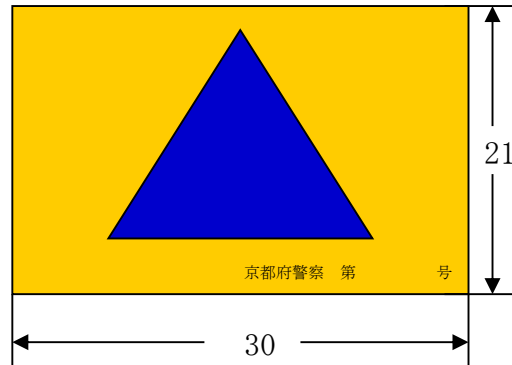
自動車章



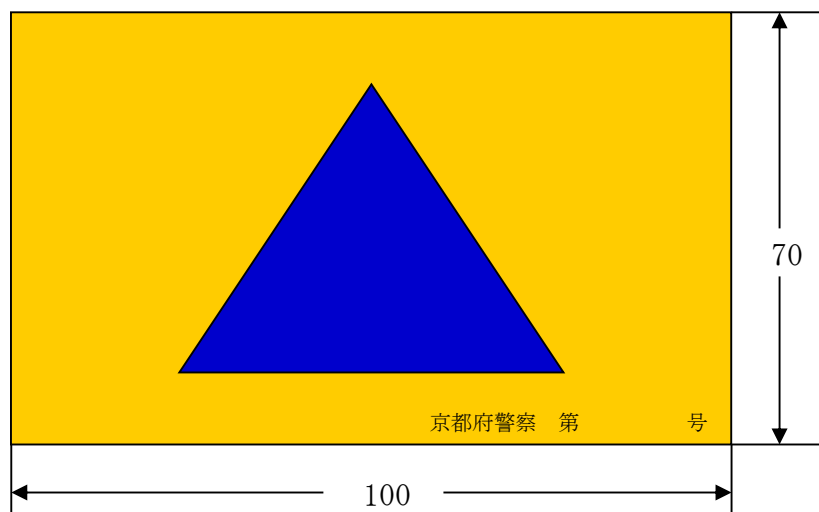
自動二輪車章



航空機章



船舶章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
 - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、場所章及び船舶章は、化学繊維織物とし、その他の章は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。